

民民契約にも業法徹底

不適切な元請は行政処分

国土交通省の吉田光市総合政策局建設業課長は、元請企業が不当に低い請負代金を下請企業に強いる行為を、建設業違反として「不誠実な行為」として監督処分していく考えを明らかにした。建設業法第19条の3「不当に低い請負代金の禁止」規定を今後、厳格に運用することを改めて表明した。独占禁止法で禁止されている優越的地位の乱用について、建設業法上で行政処分する姿勢を鮮明にした形だ。日本土木工業協会が2日に開いた「建設業とコンプライアンス」講習会で述べた。



吉田課長は、「厳しい環境のなかですべての企業が生き残るのは難しい」と建設業界の状況分析を示した上で、「元下関係で業法第19条の3の運用がわれわれに強く求められている」とした。

また、元下関係に対して国土交通省はこれまで「業法第19条の3より、書面の構成要件として、吉田課長は「直接工費を下

回っている場合」を挙げ、具体的には「下請企業が大幅な赤字になっていることと元請企業の（請負額の強要など）権限が及んだ際」に不誠実な行為であると判断することにした。

また吉田課長は、行政処分の場合「まずは指示処分の場合」が考えられる」とも述べた。

このほか吉田課長は、『建設業政策2007』で示した5C（コンプライアンス、チャレンジ、コンペティション、

コラボレーション、キャリア・アップロップメント）の関係と国土交通省の政策の方向性について、「適正な競争環境整備を横の関係とすれば、コラボレーション（対等で透明性の高い建設生産システム構築）は縦の関係であり協働関係。要は、元下関係もこの縦横交えた改革の一環だ」と説明した。

吉田課長の説明を聞いたゼネコン関係者からは、「国土交通省のガイドラインだけでは、どこまでが許されて、なにが問題なのか細部が分からない」といった声も聞かれた。

に主眼を置いていた」として、及び腰だった民間企業同士の契約に対しても建設業法の順守を厳しく求めていく考えに転換していることを強調した。

事実上、これまでの警告といった行政指導から、不適正な元下関係に対しては行政処分を厳格に運用することを宣言したといえる。

優越的地位の乱用に当たる業法第19条の3適用の構成要件として、吉田